法律の現場から 104

育休のお話し

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

現在、子どもが生まれた場合、男女ともに育児休業を取得することができます。育児休業ができる期間は、子が1歳になるまでですが、保育所に入所できない場合等、1歳を超えても休業が必要な場合には、1歳6ヶ月まで取得できます。会社に育児休業の規程がなくても取得できます。育児休業期間中は無給ですが、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。育児休業給付金も、法律が改正されて休業開始から180日は休業前賃金の67％（その後は50％）が支給されます。今後も、利用しやすい制度にしていく必要があります。

■ちくさ事務所
名古屋千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306
（池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分）